

北海道環境パートナーシップオフィス運営協議会設置要綱

平成 2 0 年 4 月 1 日
平成 2 1 年 4 月 1 日一部改正
平成 2 4 年 4 月 1 日一部改正
平成 2 7 年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
北海道地方環境事務所

(目的)

第 1 条 北海道環境パートナーシップオフィス事業責任者（北海道地方環境事務所長及び運営団体責任者、以下「EPO北海道事業責任者」という。）は、北海道環境パートナーシップオフィス及び北海道地方ESD活動支援センターの事業運営について、幅広い関係者の参画、協議を得て実施するため、北海道環境パートナーシップオフィス運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(委員等)

第 2 条 運営協議会は、学識経験者、市民・民間による環境保全活動団体、事業者、地方公共団体等行政機関、中間支援組織等の各主体の関係者 1 0 名程度で構成する。

- 2 運営協議会の委員は、EPO北海道事業責任者が委嘱する。
- 3 EPO北海道事業責任者は、必要に応じて委員以外の者をアドバイザー又はオブザーバーとして参加させることができる。
- 4 アドバイザーについては、事業運営に関する助言を行う者として、EPO北海道事業責任者が北海道地方環境事務所担当官と相談の上で必要に応じて若干名を委嘱できる。アドバイザーは、運営協議会において意見を述べるることができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は 3 年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 アドバイザーの任期は 1 年とし、再任は妨げない。

(協議事項)

第 4 条 運営協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 事業方針及び事業計画に係ること
- (2) その他事業実施に係ること

(開催等)

第 5 条 運営協議会は、年 2 回以上開催する。

- 2 運営協議会は、EPO北海道事業責任者が召集する。
- 3 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 運営協議会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 議長は、運営協議会の議事を運営する。

(事務)

第 6 条 運営協議会の事務は、運営団体が行う。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営上必要な事項は、EPO北海道事業責任者が別に定める。